

三島市一般介護予防事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年三島市要綱第12号。以下「要綱」という。）第3条の規定による一般介護予防事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 三島市の第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業)

第4条 一般介護予防事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業をいう。
- (2) 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及及び啓発を行う事業をいう。
- (3) 地域介護予防活動支援事業 地域における住民全体の介護予防活動の育成及び支援を行う事業をいう。
- (4) 一般介護予防事業評価事業 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う事業。
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組を機能強化するために、第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。）、地域ケア会議（法第115条の48第1項に規定する会議をいう。）、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業をいう。

(事業の主体)

第5条 この事業の主体は、三島市とする。

- 2 市長は、一般介護予防事業の実施について、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(委託料)

第6条 事業を委託した場合、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を委託料として実施機関に支払うものとする。

(事業の計画)

第7条 事業を実施しようとするときは、一般介護予防事業実施計画書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用料の負担)

第8条 一般介護予防事業において費用負担があるときは、利用者は事業者が定める額を負担するものとする。

(実施の決定及び通知)

第9条 市長は、第6条の規定による計画書を受理したときは、内容を審査して実施の可否を決定し、一般介護予防事業可否決定通知書(第2号様式)により実施機関に通知するものとする。

(報告)

第10条 実施機関は、事業終了後、速やかに実施報告書(第3号様式)により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。